人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（医業又は歯科医業を主たる事業とする法人を除く。）であって、常時使用する従業員の数が百人以下のものに限る。）及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（医業又は歯科医業を主たる事業とする法人を除く。）であって、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のものに限る。）のうち、継続的に収益事業を行っている者の経営の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務であって、イからニまでに掲げるものと同等以上と認められるもの ヘ　中小企業の振興に関する国際協力等のための海外における業務であって、イからニまでに掲げるものと同等以上と認められるもの	
二　［略］	
第十二条　前条第二項の規定により再開の申請を行うことができることを証する書面の交付を受けた者であつて、次の各号のいずれにも該当する者は、再開の申請を行うことができる。	**第十二条**　前条第二項の規定により再開の申請を行うことができることを証する書面の交付を受けた者であつて、次の各号のいずれにも該当する者は、再開の申請を行うことができる。
一　［略］	一　［略］
二　再開の申請を行う日前三年以内において、次のイ及びロの要件を満たしたこと。 イ　第一条第一号イからヘのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は第二号イからハのいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。	二　再開の申請を行う日前三年以内において、次のイ及びロの要件を満たしたこと。 イ　第一条第一号イからホのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は第二号イからハのいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。
ロ　［略］	ロ　［略］
2～4　［略］	2～4　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第１を次のように改める。

様式第１（第３条関係）

（様式第１）

中小企業診断士登録申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏　名：　印

中小企業診断士の登録を受けたいので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第３条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

登録番号			
フリガナ		生年月日	年　月　日
氏　名		性別	１．男　２．女
勤務先	名　称	職種コード	
	所在地	〒 ＴＥＬ　－　－	
自宅住所		〒 ＴＥＬ　－　－	
登録の区分		１．新規　２．更新　３．再登録	
その他			

備考１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

２．氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

３．新規に登録を受けようとする場合は、登録番号の欄は記載してはならない。

４．「職種コード」欄には、職種コード表から該当する職種を選択し、コードを記載すること。

５．「登録の区分」の欄は該当するものを○で囲むこと。

６．「その他」の欄には、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第５条各号（成年被後見人、弁理士法等の規定により取消しの処分を受けた者であって、その処分を受けた日から３年を経過しないもの等）に該当する者は、その内容を記入すること。

７．法第１１条第１項に規定する登録の要件を備えていることを証する書面を添付すること。